

県 政 協 議 会

令和 7 年 1 1 月 1 8 日 (火)
午前 1 0 : 3 0

- 1 . 令和 7 年度 1 2 月補正予算 (案) の概要について
- 2 . クマ被害に係る緊急対策について
- 3 . ブラジル訪問の結果について
- 4 . タイトップセールスについて
- 5 . その他

令和 7 年度 1 2 月補正予算（案）の概要について

令和 7 年 1 1 月 1 8 日
 （単位：千円）

一 予算規模

1 一 般 会 計

補 正 額	3, 5 8 1, 8 9 9
-------	-----------------

補 正 後 の 規 模	6 1 7, 9 4 6, 5 0 7
-------------	---------------------

前年度 1 2 月補正後予算との対比	1 0, 2 9 0, 1 7 4 (1 . 7 % 増)
--------------------	------------------------------------

《補正予算の財源》

特 定 財 源

8 8 6, 1 4 0

国 庫 支 出 金

3 9 3, 1 4 1

繰 入 金

4 4 7, 2 6 6

そ の 他

4 5, 7 3 3

一 般 財 源

2, 6 9 5, 7 5 9

地 方 交 付 税

6 0 8, 5 7 4

繰 越 金

2, 0 8 7, 1 8 5

2 特別会計

工業団地開発事業特別会計	1 9 0
--------------	-------

国民健康保険特別会計	4 8 1
------------	-------

<債務負担行為>

能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計	(1 3, 0 0 0)
------------------------	---------------

港湾整備事業特別会計	(1 2 0, 9 5 0)
------------	-----------------

3 企業会計

電気事業会計	2 9, 8 2 6
--------	------------

工業用水道事業会計	△ 4, 9 4 2
-----------	------------

下水道事業会計	△ 9, 1 5 8
---------	------------

<債務負担行為>

下水道事業会計	(4 9 8, 2 0 0)
---------	-----------------

二 補正予算の主な内容

今回の補正予算(案)は、ツキノワグマによる被害防止対策などの重点的に取り組む事業のほか、公共事業の発注を前倒しするための債務負担行為等について計上した。

I 重点的に取り組む事業

(1) ツキノワグマ捕獲緊急対策事業 24,650

ツキノワグマ被害の拡大に伴い、有害捕獲等による負担が大きくなっている捕獲従事者を支援する。

- ・補助先 (一社) 秋田県猟友会
- ・補助率 10/10 (県 10/10)
- ・補助単価 ①捕獲者奨励金 1頭当たり 7,000 円
②猟友会慰労金 3,650 千円 (定額)

(2) 医療保健福祉計画推進事業 443,416

①病床機能再編支援事業 433,428 千円

医療需要に即した医療提供体制を確保するため、病床数の適正化に取り組む医療機関に対し給付金を支給する。

- ・支給先 病床削減を実施する医療機関 (6 機関)
- ・支給額 病床稼働率に応じて削減 1 床当たり 1,140～2,280 千円

②不整脈治療体制整備事業 9,988 千円

不整脈治療の拠点病院が行う設備整備に要する経費に対し助成する。

- ・補助先 市立秋田総合病院

- ・補助対象 パルスフィールドアブレーション装置の導入経費
- ・補助率 1/2 (県 10/10)

(3) ⑧洋上風力発電関連先行投資者支援事業

6,000

洋上風力発電事業における事業者撤退の影響を軽減するため、先行して設備投資を実施した県内企業の借入金利子の一部を助成する。

- ・補助先 「能代市、三種町及び男鹿市沖」、「由利本荘市沖」における洋上風力発電関連産業への参入に向け、融資を受けて設備投資を実施した県内企業
- ・補助対象 令和7年9月～令和8年3月の期間における借入金利子
- ・補助率 1/2 (県 10/10)

(4) 企業立地関連助成事業 (制度改正)

—

①あきた企業立地促進助成事業

経済波及効果の大きい企業の立地促進に向け、工場等の新增設に伴う設備投資等に要する経費に対し助成する制度において、補助要件や補助率の加算要件にAターン者の採用等に関する条件を導入する。

- ・補助対象 製造業(環境・エネルギー型企業、資源素材型企业を含む)、情報通信関連業 等
- ・補助要件 投下固定資産額3億円以上、Aターン者等または新卒常用雇用者1人以上
- ・補助率 5% (業種等やAターン者等の人数に応じた加算要件あり)
- ・限度額 原則5億円

②はばたく 中小企業投資促進事業

成長分野への参入など事業拡大に向けた設備投資と雇用を行う中小企業の設備投資等の取組に対し支援する制度において、補助要件や補助率の加算要件にAターン者の採用等に関する条件を導入する。

- ・ 補助対象 製造業（環境・エネルギー型企業、資源素材型企业を含む）、情報通信関連業 等
- ・ 補助要件 投下固定資産額 1 ～ 3 億円（環境・エネルギー型（エネルギー供給業を除く）については、3,000 万円～ 3 億円）、Aターン者等または新卒常用雇用者 1 人以上
- ・ 補 助 率 5 %（業種等やAターン者等の人数に応じた加算要件あり）
- ・ 限 度 額 3,000万円

③情報関連産業立地促進事業

I C T企業の新規立地促進に向け、拠点整備や新規雇用者の人材育成等に要する経費に対し助成する制度において、補助要件にAターン者の採用等に関する条件を導入する。

- ・ 補助対象 情報関連事業を営む企業
- ・ 補助要件 Aターン者等または新卒常用雇用者 5 人以上
- ・ 補助率等 建物・機械設備の賃借料、通信回線使用料の 20%（3 年間）
新規雇用者の人材育成費 50 万円/人・年（3 年間）
- ・ 限 度 額 3,000 万円/年

(5) 広域集客型劇場コンテンツ活用事業 39,200

劇団わらび座が行う、秋田県の民俗芸能等をモチーフとしたミュージカル造成等に要する経費に対し助成する。

- ・補助先 劇団わらび座
- ・補助率 10/10 (県 10/10)

<債務負担行為>

○戦略的広報推進事業 (82,029)

効果的な広報の実施に向けて、アンケート調査等により今後のあり方を検討するとともに、広報紙やSNSを通じて、県政情報を発信する。

- ・設定期間 令和8年度

○移住相談体制強化事業 (41,718)

都内に設置した「秋田県あきた暮らし・交流拠点センター（アキタコアベース）」の県内相談拠点を新設するとともに、両拠点の業務の一部を民間委託し、一貫した支援体制を構築する。

- ・実施内容 2つの相談拠点（東京・秋田）を通じた一元的な伴走支援
首都圏における移住・就職相談、情報発信
県内における市町村・企業との調整 等
- ・設定期間 令和8年度

○全国高等学校総合文化祭あきた大会開催事業 (138,025)

令和8年度に開催する本大会の総合開会式及びパレード等を実施する。

- ・実施内容 総合開会式及びパレードの運営、展示作品保管等管理、シャトルバス輸送等の準備等の業務委託
- ・設定期間 令和8年度

○あきたMuseum機能強化事業 (40,654)

県民に多彩で良質な芸術鑑賞の機会を提供するため、県立美術館、近代美術館、博物館及び農業科学館において特別展を開催する。

- ・開催内容 ホキ美術館名品展、親愛なる友フィンセント 動くゴッホ展 等
- ・設定期間 令和8年度

Ⅱ 公共事業

＜債務負担行為＞

○国庫補助事業 (2,464,000)

- ・秋田港アクセス道路整備事業 1,500,000 千円
- ・雪寒建設機械整備事業費 410,000 千円
- ・地方道路交付金事業（補修） 304,000 千円
- ・空港整備事業 215,000 千円
- ・都市公園安全安心事業 35,000 千円

○県単独事業 (1,293,502)

- ・ 県単道路補修事業 991,000 千円
- ・ 県単河川等環境維持修繕事業 128,449 千円
- ・ 県単空港施設整備費 81,053 千円
- ・ 県単河川改良事業 80,000 千円
- ・ 県単砂防事業 13,000 千円

○災害復旧事業 (585,200)

- ・ 現年発生土木災害復旧事業 400,000 千円
- ・ 漁港災害復旧事業 100,000 千円
- ・ 港湾災害復旧事業 50,000 千円
- ・ 漁港災害関連事業 30,000 千円
- ・ 県単漁港維持改良事業 5,200 千円

Ⅲ 人 件 費 2,796,210

人事委員会勧告及び実績見込みに基づき、給与費を補正する。

- ・ 人事委員会勧告分 4,331 百万円
- ・ 実績見込み分 △1,535 百万円

Ⅳ そ の 他

<債務負担行為>

○県議会広報事業

(5 3 , 4 5 0)

広報紙やテレビ等により、県議会の情報を提供する。

- ・ 設定期間 令和 8 年度

○栗田支援学校整備事業

(5 0 6 , 0 0 0)

栗田支援学校の小学部棟改修に伴う仮設校舎を整備する。

- ・ 設定期間 令和 8 ～10 年度

クマ被害に係る緊急対策について

令和7年11月18日
生活環境部・農林水産部・教育庁・警察本部

被害状況等

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
目撃件数（件）	864	730	3,723	1,340	12,456
人身被害（人）	12	6	70	11	66

※R7は11月16日現在

被害発生エリア

	R 5	R 7
山（人）	9（13%）	3（5%）
里（人）	61（87%）	63（95%）
計	70	66

※R7は11月16日現在

「緊迫した」現状

ブナの実の凶作で飢えたクマが、「生活圏の真っ只中」まで出没し、被害が急増。

①被害者の属性

高齢者が被害の中心。「散歩中」や「農作業中」など、日常生活の中で命の危険に遭遇。

②遭遇場所の特異性

人の生活圏に侵入し、自宅の玄関先で襲われるなど極めて衝撃的な被害が複数発生。「自宅敷地でも安全ではない」という危機感が増大。

③市街地での出没が常態化

市街地への出没が常態化。「うろつき個体」の増。校庭や通学路での目撃も相次ぎ、臨時休校や集団下校など「日常が一変」。JR駅付近の目撃も。

④実施隊員の負担大

捕獲・見回り・運搬を担う従事者のマンパワーが逼迫。

課 題

出没多発・
人身被害の
増加

①②③④

安全な県民
生活・学習
環境の危機

②③

深刻な現場
対応力・マン
パワーの不足

④

緊急対策（既定予算・予備費、補正予算）

【捕獲体制の緊急強化】

資 材 貸 与

箱わな14基（10月～）、センサーカメラ60台（11月～）を市町村へ無償貸与。

警察官による 駆除

警察庁において「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範」を改正。銃器対策部隊の派遣を受けるとともに、県警察にライフル銃を使用したクマの駆除を実施するための体制として「クマ駆除対応プロジェクトチーム」を設置。

【被害者支援】

見舞金 給付

人身被害者（死亡を含む）に対し、見舞金を給付。

【注意喚起】

警 報 延 長

出没警報の発令期間を11月30日まで延長。

【学校・通学路の安全確保】

学 校 対 応

緊急時の対応を含めた注意喚起の実施のほか、臨時休校の実施や、送迎車両の校地内への乗入れ許可。

クマよけス プレー 配付

通学時の児童生徒の見守りのため、PTA等へ1,550本を配付。（10/23～）

警 察 警 戒

小中学校の登下校時の警戒を強化。（11/4～）

巡回・忌避作業

民間警備会社による小中学校等の登下校時における巡回・爆竹による忌避作業を実施。（11/5～）

【体制・業務支援】

自衛隊によ る 支 援 活 動

箱わなの運搬・輸送、駆除後のクマの運搬等を支援。（11/5～）

奨 励 金 等

従事者の継続的な活動支援と捕獲圧の強化のため奨励金・慰労金を支給。（12月補正予算：24,650千円）

P T 設 置

自然保護課内に「クマ対策強化プロジェクトチーム」を設置し、職員を増員。（10/30～）

今後の対策

国の対策パッケージ事業
関連事業の速やかな実施

ガバメントハンターの配置検討
体制整備に係る早急な検討

ゾーニング管理の推進

緩衝地域に「管理強化ゾーン」を設定し、来春から管理捕獲を強化

市町村への支援

緊急銃猟を含む市街地出没時の体制整備への支援

デジタル技術の活用

AIなどデジタル技術を活用した効率的・効果的な捕獲体制の充実

被害防止総合対策

これまでの総合対策を継続的に実施

クマ被害に係る緊急対策について

令和7年11月18日
生活環境部
農林水産部
教育庁
警察本部

1 ツキノワグマの出没件数と人身被害の状況

クマダス（ツキノワグマ等情報マップシステム）の集計による今年度の目撃件数は、11月16日現在で、12,456件となっており、大半は集落や市街地など、人の生活圏での目撃となっている。

また、人身被害は58件、66人（うち死亡4人）となっている。（11月16日現在）

(1) 目撃件数

(単位：件)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 7	85	397	825	1,055	765	925	5,800	2,604					12,456
R 6	70	175	208	204	222	83	37	63	115	133	7	23	1,340
R 5	27	142	215	255	253	636	1,472	583	80	15	20	25	3,723
R 4	19	104	260	197	91	40	11	4	1		1	2	730
R 3	23	94	157	213	143	95	100	31	5		1	2	864

※R 6年7月までは、県警集計による目撃件数で、同8月以降はクマダスによる目撃件数（一般投稿分含む）。

(2) 人身被害人数

(単位：人)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R 7		1	1	2	4	11	37	10					66
R 6		5	1	2	2								11
R 5		3	2	4	3	16	34	8					70
R 4		3	3										6
R 3	1			2		4	4	1					12

2 自衛隊の派遣について

(1) 経 緯

- ・ 10月28日(火)、防衛大臣に対し自衛隊の派遣によるクマの捕獲に伴う活動支援を緊急に要望し、同日以降、陸上自衛隊と打合せを実施している。
- ・ 11月5日(水)、自衛隊と協力協定を締結し、鹿角市で支援活動を開始した。

(2) 協力協定の概要

実施期間：令和7年11月5日から11月30日まで

協力範囲：箱わなの運搬、箱わなの設置・見回りに伴う猟友会等の輸送、駆除後のクマを運搬・埋設するための掘削、情報収集

(3) 活動市町村（11月17日現在）

秋田市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、北秋田市、八峰町、東成瀬村

※他市町村については現在調整中

3 緊急対策等

(1) 市町村への箱わなの貸与

箱わな14基を購入し、市町村に無償貸与する。

貸与済（2市）：大館市、鹿角市

貸与予定（11市町）：秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、三種町、五城目町、美郷町

※11月末までに各市町1基ずつ貸与予定。残る1基については、貸与先を調整中。

(2) 市町村へのカメラ貸与

箱わなの見廻りに係る実施隊員の負担軽減等を図るため、通信機能付きセンサーカメラを60台購入し、市町村に無償貸与する。

貸与先（16市町村）：横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、八峰町、五城目町、大潟村、東成瀬村

※希望があった市町村に11月から順次貸与

(3) 警察庁による銃器対策部隊を本県に派遣

警察庁において、「警察官等特殊銃使用及び取扱い規範」を改正するとともに、銃器対策部隊を本県に派遣し、クマ駆除態勢を構築している。

(4) 小中学校・高校に係る対応

児童生徒の事故を未然に防ぐため、緊急時の対応を含め各県立学校や市町村教育委員会へ注意喚起を行っており、状況に応じて校外活動の制限や臨時休校を実施しているほか、スクールバスでの送迎範囲の拡大や校地内への車での乗り入れを許可するなど、様々な手段を講じて児童生徒の安全確保に努めている。

【休校の状況】

- ・高校・特支 11月14日現在 休校実績なし
- ・小中学校 横手市立横手南小学校 10月22日
秋田市立明德小学校 10月28日～31日
〃 上北手小学校 10月31日、11月4日
〃 川尻小学校 11月12日

(5) PTA・ボランティア団体等へのクマよけスプレーの配付

小中学校等では、児童生徒の通学や屋外活動等に大きな制約を受けている状況にあり、通学時の児童生徒や見守りいただいている PTA・ボランティア団体等への被害が懸念されることから、安全な環境づくりを支援するため、緊急的にクマよけスプレーを配付した。

(6) 警察官による警戒活動の強化

小中学校の登下校時の警戒を強化している。

(7) 小中学校等周辺の巡回及び忌避作業

通学路や校舎へのクマの接近・進入を防止するため、県警のパトロール強化に加え、警備会社に委託し、小中学校等周辺の巡回及び爆竹による忌避作業を実施している。

実施場所：全県の小中学校、高等学校、特別支援学校及びその周辺

実施期間：令和7年11月5日（水）～25日（火）、登下校時各2時間程度

※日々の対象校については、出没件数等を考慮し、県と関係事業者との協議の上決定する。

(8) 自然保護課の体制強化

自衛隊及び市町村との調整等を進めるための体制強化として、10月30日付けで自然保護課内に「クマ対策強化プロジェクトチーム」を設置し、各部局及び地域振興局の兼務職員が業務に当たっている。

クマ被害対策パッケージ（概要）

令和7年11月14日 クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定

- **クマによる死者数が過去最多を大幅に更新し、国民の安全・安心を脅かす深刻な事態**となっていることを踏まえ、関係省庁連携による**緊急的な対策を含めた総合的な施策パッケージ**の実施により、**国民の命と暮らしを守る**。
- **人の生活圏からクマを排除**するとともに、**周辺地域等において捕獲等を強化**することで、**増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図り、人とクマのすみ分けを実現**する。

※いずれの取組も新規又は対策の強化を行うもの

緊急的に対応すること（★は着手済）

- ★ **緊急銃猟に係るノウハウや事例の整理・周知及び専門家派遣**（環境省）
- ★ **緊急銃猟に係る責任範囲の周知等による捕獲従事者の不安払しょく**（環境省）
- ★ **効果的な事例の共有などクマ対策の必要性に関する理解醸成**（環境省）
- ★ **自治体職員による捕獲従事等に関する通知発出**（環境省、総務省）
- ★ **インバウンドを含めた登山者等への多言語による情報発信等**（環境省、観光庁）
- ★ **警察によるライフル銃を使用したクマの駆除**（警察庁）
- ★ **都道府県・市町村等と連携した出没時の安全確保**（警察庁、文部科学省）
- **自衛隊OB、警察OB等への協力要請**（環境省、防衛省、警察庁）
- ★ **学校及び登下校時の安全確保に関する取組の周知等**（文部科学省、環境省）
- ★ **農林業従事者の安全確保の徹底**（農林水産省、林野庁）

短期的に取り組むこと

- **春期のクマ捕獲及び捕獲単価の増額を含む集落周辺個体の捕獲強化等による個体数の削減・管理の徹底**（環境省、農林水産省、総務省）
- **ガバメントハンターの人件費や資機材等の支援**（環境省）
- **クマ駆除技能を有する警察官の確保・資機材整備**（警察庁）
- **市街地等での適切な麻酔銃の使用方法、効果的な捕獲方法・出没防止対策に関する情報提供**（環境省、農林水産省）
- **緩衝帯・強固な柵の整備、誘引物の撤去、電気柵による防護強化、ICT等による出没情報の提供等**（環境省、農林水産省、林野庁）
- **河川における出没対策のための樹木伐採や占用許可円滑化等**（国土交通省）

中期的に取り組むこと

- **自治体における専門人材、高度な捕獲技術を持つ事業者・捕獲技術者（ガバメントハンター等）の育成**（環境省、農林水産省）
- **クマの個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けたガイドライン改定等**（環境省）
- **適切な個体数管理のための統一的手法による個体数推定**（環境省）
- **堅果類の豊凶調査に基づくクマ出沒傾向に関する情報発信**（環境省、林野庁）
- **保護区の設置・管理、広葉樹林化等による人の生活圏とのすみ分け**（環境省、林野庁）

○ 各種対策について、交付金等による速やかな支援を実施

（主な対象経費）・ハンターへの手当等の捕獲推進にかかる費用 ・ガバメントハンター人件費 ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 ・緩衝帯整備費 ・誘引物の撤去費 ・ICTを活用した出没対策費 ・人材育成のための研修費 等 ※その他 警察官の資機材整備、河川の樹木伐採、旅行者への多言語発信などを実施

○ 交付金を受けて実施する事業や地方単独事業として実施するクマの駆除等に要する経費について、特別交付税措置を講じる

ブラジル訪問の結果について

令和7年11月18日
企画振興部

ブラジル秋田県人会及びアマゾン地域秋田県人会の創立65周年記念式典に出席するため、10月16日から23日にかけて、知事、議長等で組織する訪問団がブラジルを訪問し、各県人会員等と交流を行った。

1 訪問結果

(1) ブラジル秋田県人会（サンパウロ）

ブラジル秋田県人会創立65周年記念式典に出席したほか、これまで本県で受け入れた海外技術研修員や県費留学生と意見交換を行うとともに、会員との交流を深めた。

また、日本人先没者慰霊碑の参拝を行ったほか、在サンパウロ日本国総領事館及びブラジル日本移民資料館を訪問し、ブラジル移住についての認識を深めた。



ブラジル秋田県人会記念式典



日本人先没者慰霊碑の参拝

(2) アマゾン地域秋田県人会（ベレン）

40年ぶりに訪問したアマゾン地域秋田県人会創立65周年記念式典に出席し、移住一世だけでなく二世、三世など若い世代の会員も含め親交を深めるとともに、日本人先没者慰霊碑の参拝を行った。

2 今後の対応

ブラジルへの移住者及び各県人会は本県の良き理解者・協力者として、本県とブラジルとの架け橋となっており、今後とも研修員の受入れ等を通じ、これまで築いてきた絆を次世代に継承していく。



アマゾン地域秋田県人会記念式典

タイ トップセールスについて

令和7年11月18日
観光文化スポーツ部
農 林 水 産 部

11月12日から15日にかけて、知事をはじめ県内3市長と民間事業者等の関係者計28名がタイを訪問し、本県への誘客促進や秋田牛の認知度向上・販路開拓による輸出拡大に向けPRを行った。

1 タイからの誘客促進について

旅行商品の造成や認知度向上に向け、現地旅行会社やメディアを対象としたセミナーを開催し、本県の観光コンテンツをPRしたほか、3市および観光事業者5社が、旅行会社と商談を行った。

引き続き、現地旅行会社等のニーズに即したきめ細かな観光情報の発信等を通じて、本県への誘客拡大を進めていく。



観光誘客セミナー

2 秋田牛の輸出拡大について

秋田牛の販路拡大に向け、流通関係者や取扱店に対し、輸入拡大を要請したほか、新規取扱店の開拓を目指し、レストランシェフを対象に、メニューの提案と肉のカット技術や調理法の講習会を開催した。

今回の訪問を契機に、需要に応えられるよう生産拡大を図るとともに、現地の流通関係者や取扱店との連携を強化し、秋田牛の更なる輸出拡大に取り組んでいく。



輸入事業者との意見交換



スネ肉のカット技術の講習と
ハンバーグの試食